

まち・ひと・しごと創生総合戦略、過疎地域持続的発展計画について

●まち・ひと・しごと創生、過疎地域持続的発展どちらも人口に関する問題への取組である。

（問題）

まち・ひと・しごと創生・・・人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題

※「まち・ひと・しごと創生」とは、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成及び地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（地方創生は通称名）

過疎地域持続的発展・・・人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下

※「過疎」とは、地域の人口が減ってしまうことで、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になってしまう状態

●まち・ひと・しごと創生、過疎地域持続的発展どちらも市町村計画の策定が可能である。

※内容：まち・ひと・しごと創生、過疎地域持続的発展どちらも市に関連する幅広い取組を掲載

（計画）

まち・ひと・しごと創生・・・市町村は、国の総合戦略等を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

過疎地域持続的発展・・・過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。

●まち・ひと・しごと創生、過疎地域持続的発展どちらも国の支援等財政措置がある。

まち・ひと・しごと創生・・・国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。（計画とは別に地域再生計画の策定が必要）

【活用事例：地方創生拠点整備交付金（道の駅整備）、企業版ふるさと納税】

過疎地域持続的発展・・・国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う事業等、当該市町村が必要とする経費については、地方債をもってその財源とすることができる。

【活用事例：過疎地域持続的発展支援事業（ICTを活用した医療・介護・福祉サービス提供体制構築）、過疎債（市道整備等多数の事業）】

●まち・ひと・しごと創生、過疎地域持続的発展どちらも計画において外部有識者等の参画を得て達成状況等、効果検証を行うこととしている。計画策定にあたっては、総合計画の指標、数値を抽出して計画を策定しているため、総合計画における施策の進捗確認の一部も担っている。